

くらしの安心情報

情報ファイル NO.118

平成 24 年 5 月 10 日

高齢の母のところに、「以前あなたが投稿した短歌が素晴らしい。」とほめる電話がかかり、その後、書籍への掲載など次々と契約を勧められるのですが…。

相談内容

【相談者 50代 女性】

一人暮らしの高齢の母が、知らない業者から電話で「以前、同人誌に投稿した短歌を、偉い先生が『素晴らしい作品だ。』とほめていた。ぜひ掲載したい。」などとおだてられ、書籍への掲載を勧められました。その後も、次々と別の書籍への掲載や展覧会への出展等の高額な契約を迫られています。どうすればいいのでしょうか？

対処方法

この事例は、「褒め上げ商法」と呼ばれ、自作の短歌等の作品を書籍等に掲載するという、趣味に対する心理を巧みに利用し、電話勧誘で特に高齢者をねらう悪質な手口です。同じ業者や複数の業者からしつこく勧誘されたり、契約内容がよくわからないまま次々と契約させられるケースがあります。また、最初は「無料」と勧め、承諾後に高額請求される事例もあります。

- ・ 相談者には業者の説明をうのみにせず、契約の意思が無い場合はきっぱり断るよう助言しました。
- ・ 請求されても、承諾していないときは払わないことです。
- ・ 高齢者に対しては、ご家族やホームヘルパーなど周りの方も気をつけて、見守りましょう。
- ・ 不審だと思ったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890